

総務文教常任委員会

H26. 2. 10 (月)

午前 10時00分～

第3委員会室

1 開 議

2 日程説明

3 事件

(1) 新わがまちトーク（放課後児童会に係る意見交換会）について

4 その他

総務文教常任委員会（決算分科会含む）における放課後児童会に係る経緯

《平成 23 年度》

6 月 23 日 東京都江戸川区行政視察 (第 7 葛西小学校)
「すくすくスクール事業について」

《平成 24 年度》

12 月 17 日（月）請願審査
受理番号 8 「亀岡市放課後児童会の環境改善についての請願」
⇒ 継続審査

【請願の趣旨】

十分なスペース確保、移動時等の安全面の検討、児童等の増加等に対応可能な計画的な運営及び現状把握を求めるもの。

【結果】・・・継続審査

十分現場を視察し、現状を把握することが大切であり、特定校の問題としてではなく、市全体の問題として考えていくこととする。

1 月 23 日（水）請願審査（継続）として放課後児童会視察
安詳小、東部児童館、つつじヶ丘小

1 月 28 日（月）請願審査（継続）として放課後児童会視察
大井小、メディアス亀岡、千代川小

3 月 12 日（火）請願審査（12 月定例会からの継続審査）
「亀岡市放課後児童会の環境改善についての請願」
⇒ 委員会で採択（本会議でも採択）

《平成 25 年度》

7 月 29 日（月）事務事業評価項目選定（決算分科会）
5 項目の中に「放課後児童対策事業」を選定

7月31日 かめおか市議会だより No.157 に放課後児童会関連の記事掲載
○請願採択後に環境改善された事例
○5月開催の議会報告会でいただいた意見とその後の議会の動き掲載

8月26日（月）事務事業評価項目の論点整理（決算分科会）

＜放課後児童対策事業＞

- ・指導員の人数、報酬の基準はどうか。
- ・指導員の採用基準は。
- ・対象年齢の拡大をどう図っていくのか。

9月25日（水）安詳小学校放課後児童会現地視察（決算分科会として）
指導員及び補助者との意見交換

＜意見＞

研修の充実を希望。夏休み期間の長期勤務がきつい。

9月30日（月）事務事業評価実施（決算分科会）

＜放課後児童対策事業＞

評価結果・・・「継続（拡充）」

【意見】

- ・地域ボランティアの活用も含めて、指導員の確保に努められたい。
- ・教員、指導員、保護者間の連絡体制の強化を図られたい。
- ・長期休暇中の2交代制を確立し、その中で開始時間を早めることも検討されたい。

10月29日（火）城西小学校放課後児童会現地視察
指導員及び補助者との意見交換

＜意見＞

不満はない。環境も改善されている。

12月10日（火）市議会だよりを読まれた方からのメールによる意見検討

⇒ 新たな議会報告会の有り方が決定したらその中で検討する。

<寄せられた意見>

○保護者ニーズと開設条件があっていないのではないか。

- ・土曜日に授業があった場合（運動会や音楽会等）の代休
- ・登校前から警報が発令され、休校になった時や警報解除になって遅れて学校があるとき
- ・長期休み期間（夏休み等）の開始時間が遅い
- ・4年生になって急に放課後児童会がなくなってしまう

在利用している保護者、今後利用するであろう保護者、利用を経験した保護者、当事者である子どもに広く意見を聴いてもらいたい。ガレリアなどで土日の昼間開催だと参加しやすい。

○4年生以降は入会できない規定で困っている。（心配している。）
せめて春夏冬の長期期間だけでも小 4～卒業まで入会できるようにしてほしい。

2月10日（月） 議会運営委員会で（仮）新わがまちトークの有り方が承認されたことを受けて、意見交換会について検討

《参考》

— 教育委員会からの聞き取り —

児童福祉法が改正され、本格施行までに各自治体で事業計画を確定する方向で進めている。（所管課は子育て支援課）1月中旬にはニーズ調査を終了し、現在、分析を委託中。ニーズ調査は13の子育て支援事業と認定こども園に関することを聞いていて、その中に放課後児童会に係る項目がある。分析結果を子ども子育て会議で審議し、本年夏ごろまでに方針を決定、平成27年3月までに事業計画を確定する予定。（計画は5年毎の見直し）

（ニーズ調査・・・0歳～6年生までの子どもがいる家庭を無作為で3,000件抽出。50～60%の回答率）

— 社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書 —

＜対象年齢の明確化について＞

○児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたことも踏まえ、子ども・子育て支援新制度では、市町村は、支援に係る利用希望を把握した上で、事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等を盛り込んだ事業計画を策定し、事業等を計画的に実施することで、必要な者が支援を受けられるよう整備を進めていくことが必要である。

○ただし、児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいてすべて6年生までの受入れを義務化したものではない。また、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することも必要である。